

老人福祉法に基づく各種届出について

1 届出対象事業

地域密着型サービス事業者等の指定申請にあたり、下の表にあてはまる場合、老人福祉法に基づく届出が必要です。

介護保険法上の事業名	老人福祉法上の事業名
夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	老人デイサービス事業
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	複合型サービス福祉事業
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター

2 届出対象事業者

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

3 届出の種類一覧

老人福祉法上の事業名	事業開始時	届出内容変更時	事業廃止(休止)時
	事業開始届	事業変更届	事業休業届
老人居宅介護等事業	1号様式	2号様式	3号様式
老人デイサービス事業	1号様式	2号様式	3号様式
小規模多機能型居宅介護事業	1号様式	2号様式	3号様式
認知症対応型老人共同生活援助事業	1号様式	2号様式	3号様式
複合型サービス福祉事業	1号様式	2号様式	3号様式
老人デイサービスセンター	4号様式	7号様式	9号様式

4 届出方法について

(1) 共通事項

- 記載事項が多く、この様式によることができない場合、別添資料を添付してください。
- 事業を行おうとする区域が複数に渡る場合でも、届出先は事業所所在地の所管官庁のみです。
- 介護保険事業所番号及び老人福祉法上の事業種別ごとに提出してください。（一覧での提出不可。）

(2) 事業開始時

- 提出書類・・・1号様式・4号様式
 - 提出時期・・・事業開始前
 - 注意事項
 - ・記載例を必ず確認したうえで記入してください。
 - ・1号様式「2 経営者の氏名及び住所」において、事業所名称及び事業所所在地もあわせて記載してください。
- ※平成18年4月以降に老人居宅生活支援事業の開始届をするグループホームで、終身にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を「前払金」として一括して受領する形をとる場合、次の対応が必要となります。（老人福祉法第14条の4第2項）
- ア 前払金の算定の基礎を書面で明示しておくこと
 - イ 前払金について返還債務を負うこととなる場合に備え、銀行の債務保証等の保全措置を講じること

(3) 届出内容変更時

- 提出書類・・・2号様式・7号様式
- 提出時期・・・変更日から一月以内
- 注意事項
 - ・参考事項欄に事業所名称や介護保険事業所番号等を記載してください。
 - ・**変更届の提出が必要なのは、次の場合のみです。**
 - ア 届出者の名称、所在地及び代表者の変更があった場合
 - イ 施設の名称、種類及び所在地の変更があった場合
 - その他の事項については、介護保険法の変更届の提出をもって、老人福祉法による届出があったものとみなします。

(4) 事業廃止（休止）時

- 提出書類・・・3号様式・9号様式
- 提出時期・・・廃止日（休止日）の一月前までに
- 注意事項
 - ・参考事項欄に事業所名称及び介護保険事業所番号等を記載してください。